



白石市土地改良区広報

土地改良区の現況
 平成31年4月1日現在
 ・組合員数：1,745人
 ・受益面積：904ha

宮城県白石市福岡蔵本字西町33番地
 電話：0224-25-9717 / FAX：0224-25-9095
 E-mail：shiroishitochi@s3.dion.ne.jp
 URL：http://shiroishitochi.or.jp/

ごあいさつ

白石市土地改良区

理事長 佐々木正幸



水稲の作付け期を迎え、組合員の皆様には用水や代かき等大変お忙しい日々をお過ごしのことと存じます。

常日頃、当土地改良区業務運営について、格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度は暖冬で降雪が殆ど無く、蔵王の山々も例年にならぬほど残雪の無い景色になっております。当改良区の管理する「川原子ダム」は、点検のため例年、冬期は落水しておりますが、異常気象を察知し、例年より早く貯水を開始し、下流への通水量の制限をしながら漸く4月中旬に満水となりました。これから需要期となり、通水量は増量いたしますが、山麓の保水量は期待出来ないため、若干節水しながらの通水となるものと思われまます。福岡蔵本、長袋の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご協力の程お願い申し上げます。

し上げます。他地区の皆様におかれましても水源地での減水が想定されますので、節水に留意して農繁期を乗り越えて頂きたく宜しくお願い申し上げます。

昨年度、土地改良区の行事として、全国の土地改良区組織が企画する「第四十一回全国土地改良大会」が十月十六日、当地宮城県で開催されました。当改良区からは、収穫期の大変お忙しい中、役員、総代方々総勢五十名にご参加頂き、全国から六千人を超える土地改良区関係者のご参集を賜りました。

震災から7年が経過し、復興した被災地各所を見学頂き、大盛況の下終了したとの報告を受けました。ご参加頂いた皆様には、この場を借りて御礼申し上げます。

また、土地改良区の上位法である「土地改良法」が昨年6月改正され、本年4月に施行されました。

この法改正は、近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応すると共に、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、利水調整のルール化や総代会制度の見直し、員外監事制度の導入及び複式簿記の採用等、多岐に亘る組織の在り方の見直しも成されます。いづれにしましても組合員の皆様を親しみ易い組織改革となることを期

待しております。続きまして昨年度、当改良区が行った事業についてご報告いたします。

平成二十八年度から白石市と共同で事業を行っていた深谷地区、鳴内導水路は、総工費一千四百万円を以って昨年度完工いたしました。受益者の皆様は今後、水不足が解消されるものと祈念いたします。

大平地区における施設の老朽化に伴う金坪川堰上ゲート、及び山口沢水管橋の鋼材の腐食による漏水等の不具合を解消するため、「土地改良施設維持管理適正化事業」により、今年度の用水に支障を来さぬ様、整備いたしました事をお知らせいたします。

「越河・斎川地区用水施設」は、平成二十九年、斎川第一揚水機場の揚水施設の整備を終え、昨年度は斎川第二揚水機場揚水施設の整備を行いました。一番重要な揚水機整備を無事に完了し、今後、受益者の皆様安心して水利用出来る様になりました事をお知らせいたします。

今年度は、事業最終年度となりますが、両揚水機場の建屋整備、遠隔操作システムの整備を行います。事業が完了いたします。

越河地区において国土交通省が施行する「一般国道4号線付加車線事業」は、四年目を迎

え、付加車線は順調に整備されているものと推察いたします。昨年より、整備が完了した近接土地の境界確認や、水路用地の地盤改良、幹線水路の付替え等、協議が成され、調整作業を頻繁に行っていると聞いております。

今後発生する各種協議、地域要望に積極的に参画し、用水に支障を来さないよう取組んで参ります。

以上、現時点での概要を申し述べましたが、今後も限られた財源のなか役員が一丸となって、土地改良施設の維持管理に努め、組合員各位の負託にお応えしてまいりますので、益々のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成三十年七月十九日開催第六十四回臨時総代会及び平成三十一年三月二十二日開催第六十五回通常総代会に提案し議決頂きました平成二十九年度一般会計・特別会計収入支出決算及び平成三十一年度一般会計・特別会計収入支出予算について、ご報告申し上げます。



平成31年度各会計予算関係議案

平成31年3月22日午後1時30分から第65回通常総代会が土地改良区大会議室で開催されました。平成30年度一般会計及び特別会計支出補正予算をはじめ、平成31年度一般会計及び各特別会計収入支出予算等について審議されました。

白南地区の遠藤俊夫総代を議長に議事が進められ、全9議案が原案どおり可決承認されました。

第65回通常総代会議案

- 第1号議案 平成30年度 一般会計支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認
について (平成30年9月12日 専決)
- 第2号議案 平成30年度 一般会計・特別会計支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認
について (平成30年11月30日 専決)
- 第3号議案 平成31年度 余裕金預入先金融機関について
- 第4号議案 平成31年度 予算の款の廃止・新設及び流用について
- 第5号議案 平成31年度 賦課金の賦課徴収方法について
- 第6号議案 平成31年度 一般会計収入支出予算(案)について
- 第7号議案 平成31年度 特別会計収入支出予算(案)について
- 第8号議案 平成31年度 事務機器の長期契約について
- 第9号議案 平成31年度 土地改良施設維持管理適正化事業(適正化第43期生)加入について

平成30年度会議の開催状況

総 代 会

- ・第64回臨時総代会（平成30年 7月19日）
- ・第65回通常総代会（平成31年 3月22日）

理 事 会

- ・第1回 理事会（平成30年 6月29日）
- ・第2回 理事会（平成30年 9月12日）
- ・第3回 理事会（平成30年11月30日）
- ・第4回 理事会（平成31年 1月25日）
- ・第5回 理事会（平成31年 3月 8日）

監 事 会

- ・第1回 監事会（平成30年 6月25日）
- ・第2回 監事会（平成30年 9月12日）
- ・第3回 監事会（平成30年11月21日）

当改良区規約第23条の規定により、監事会を開催しました。監査の結果、当改良区の平成29年度、平成30年度における業務執行状況・財産目録並びに一般会計・特別会計収入支出決算監査をしたところ、適正に処理されていることが認められました。

越河・斎川地区用水施設維持管理等 資金管理運営委員会

- ・第70回 資金管理運営委員会（平成30年 6月27日）
- ・第71回 資金管理運営委員会（平成31年 3月 7日）

上記の日程で、越河・斎川地区用水施設維持管理等資金管理運営委員会を開催しました。

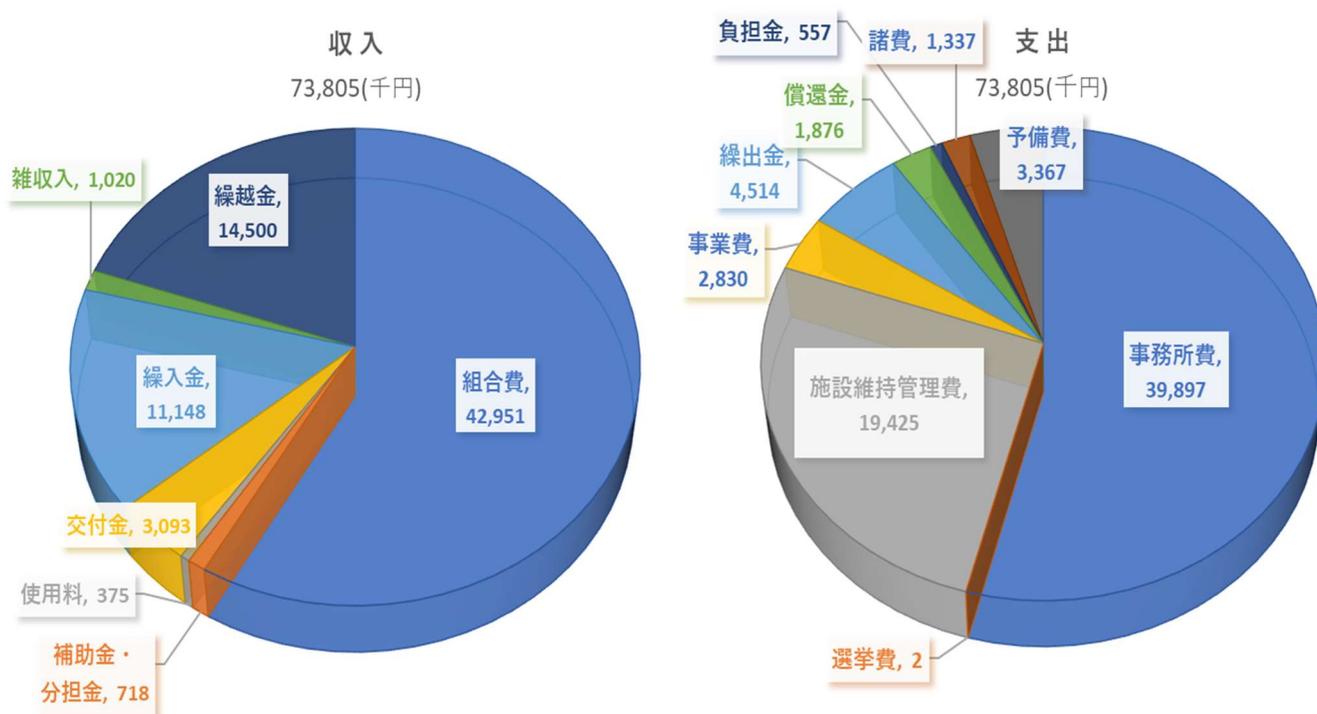
川原子用水委員会

川原子用水委員会（平成30年 7月25日）

上記の日程で、川原子用水委員会を開催しました。
川原子ダム貯水状況及び川原子用水の配水調整について協議を行いました。

平成31年度一般会計 収入支出予算

収入・支出 73,805(千円)



【収入】

(単位：千円)

款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額
1	組 合 費 (賦課金)	42,951	2	補 助 金 金	718	3	使 用 料 及 び 手 数 料	375
4	交 付 金	3,093	5	繰 入 金	11,148	6	雑 収 入	1,020
7	繰 越 金	14,500					収 入 合 計	73,805

【支出】

(単位：千円)

款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額
1	事 務 所 費	39,897	2	選 挙 費	2	3	施 設 維 持 管 理 費	17,225
3	特 別 対 策 施 設 管 理 費	2,200	3	適 正 化 事 業 費	2,780	3	中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 事 費	50
4	特 別 会 計 へ の 繰 出 金	4,514	5	償 還 金	1,876	6	負 担 金	557
7	諸 費	1,337	8	予 備 費	3,367		支 出 合 計	73,805

平成 31 年度特別会計 収入支出予算

【 収 入 】

(単位：千円)

科 目 会 計	繰入金	積立金	調整金 取崩額	決済金	貯金利子	雑収入	繰越金	計
財 政 調 整 積 立 金	2,000	-	-	-	54	-	73,244	75,298
役員退任手当 積 立 金	463	-	-	-	1	-	1,401	1,865
職員退職給与 積 立 金	2,000	-	-	-	13	-	18,636	20,649
施設維持管理 積 立 金	40	-	-	-	16	-	22,315	22,371
決 済 積 立 金	10	-	-	105	3	-	4,476	4,594
越河・斎川地区 用水施設維持管理 積 立 金	-	1,443,560	14,970	-	18,081	32,140	5,000	1,513,751
計	4,513	1,443,560	14,970	105	18,168	32,140	125,072	1,638,528

【 支 出 】

(単位：千円)

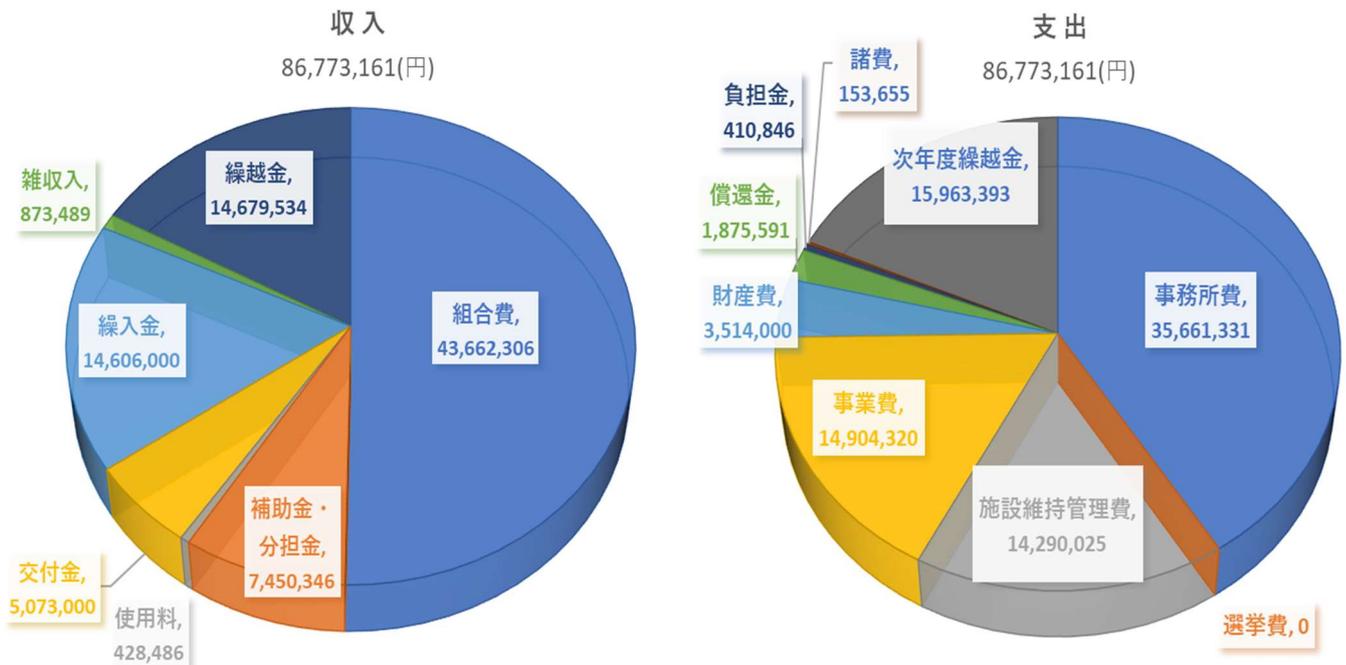
科 目 会 計	積立金	職員退職給与	繰出金	管理費	財産費	諸費	予備費	計
財 政 調 整 積 立 金	75,298	-	-	-	-	-	-	75,298
役員退任手当 積 立 金	1,865	-	-	-	-	-	-	1,865
職員退職給与 積 立 金	19,846	803	-	-	-	-	-	20,649
施設維持管理 積 立 金	20,921	-	1,450	-	-	-	-	22,371
決 済 積 立 金	4,594	-	-	-	-	-	-	4,594
越河・斎川地区 用水施設維持管理 積 立 金	-	-	-	69,073	1,443,560	50	1,068	1,513,751
計	122,524	803	1,450	69,073	1,443,560	50	1,068	1,638,528

平成 29 年度一般会計 収入支出決算

平成 29 年度各種会計決算は、当土地改良区定款 21 条、規約第 23 条及び監査細則第 4 条により平成 30 年 6 月に定例監査が実施され、その結果、総括監事から各種会計決算、事業報告及び業務運営全般にわたり「適正に処理されている」との講評がありました。

また、平成 30 年 7 月 19 日開催の第 64 回臨時総代会において、各種会計決算、事業報告及び財産目録について原案どおり承認されましたので、規約第 46 条により公表いたします。

収支・支出 86,773,161 (円)



【 収 入 】

(単位:円)

款	項 目	決 算 額	款	項 目	決 算 額	款	項 目	決 算 額
1	組 合 費 (賦 課 金)	43,662,306	2	補 助 担 金 金	7,450,346	3	使 用 料 及 び 手 数 料	428,486
4	交 付 金	5,073,000	5	繰 入 金	14,606,000	6	雑 収 入	873,489
7	前 年 度 繰 越 金	14,679,534					収 入 合 計	86,773,161

【 支 出 】

(単位:円)

款	項 目	決 算 額	款	項 目	決 算 額	款	項 目	決 算 額
1	事 務 所 費	35,661,331	2	選 挙 費	0	3	白 南 地 区 施 設 管 理 費	7,974,341
3	福 岡 地 区 施 設 管 理 費	4,748,808	3	越 河 地 区 施 設 管 理 費	293,083	3	白 石 地 区 施 設 管 理 費	1,273,793
3	特 別 対 策 施 設 管 理 費	0	3	適 正 化 事 業 費	4,957,200	3	中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 事 業 費	50,000
3	農 業 基 盤 整 備 促 進 事 業 費	9,897,120	4	財 産 費	3,514,000	5	償 還 金	1,875,591
6	負 担 金	410,846	7	諸 費	153,655		次 年 度 へ 繰 越 金	15,963,393
							支 出 合 計	86,773,161

平成 29 年度特別会計 収入支出決算

【 収 入 】

(単位：円)

科 目 会 計	繰入金	積立金	調整金 取崩額	決済金	貯金利子	繰越金	雑収入	計
財 政 調 整 積 立 金	1,000,000	-	-	-	52,459	70,138,478	-	71,190,937
役員退任手当 積 立 金	463,000	-	-	-	355	474,679	-	938,034
職員退職給与 積 立 金	2,000,000	-	-	-	11,169	14,933,162	-	16,944,331
白南地区施設 管理積立金	10,000	-	-	-	13,959	18,664,397	-	18,688,356
福岡地区施設 管理積立金	10,000	-	-	-	5,177	6,922,501	-	6,937,678
越河地区施設 管理積立金	10,000	-	-	-	2,584	3,454,801	-	3,467,385
白石地区施設 管理積立金	10,000	-	-	-	695	929,721	-	940,416
決 済 積 立 金	10,000	-	-	531,279	2,225	2,974,722	-	3,518,226
越河・斎川地区 用水施設維持管理 積 立 金	-	1,474,220,000	16,590,000	-	18,072,066	5,440,718	28,000,040	1,542,322,824
計	3,513,000	1,474,220,000	16,590,000	531,279	18,160,689	123,933,179	28,000,040	1,664,948,187

【 支 出 】

(単位：円)

科 目 会 計	繰出金	手当給与金	管 理 費	翌年度繰越額	計
財 政 調 整 積 立 金	-	-	-	71,190,937	71,190,937
役員退任手当 積 立 金	-	-	-	938,034	938,034
職員退職給与 積 立 金	-	320,000	-	16,624,331	16,944,331
白南地区施設 管理積立金	1,289,000	-	-	17,399,356	18,688,356
福岡地区施設 管理積立金	3,896,000	-	-	3,041,678	6,937,678
越河地区施設 管理積立金	-	-	-	3,467,385	3,467,385
白石地区施設 管理積立金	-	-	-	940,416	940,416
決 済 積 立 金	-	-	-	3,518,226	3,518,226
越河・斎川地区 用水施設維持管理 積 立 金	-	-	60,576,453	1,481,746,371	1,542,322,824
計	5,185,000	320,000	60,576,453	1,598,866,734	1,664,948,187

平成 29 年 度 財 産 目 録

平成 30 年 5 月 31 日調製 (単位:円)

資 産		負 債	
1.流動資産 17,826,135 1) 一般会計 15,963,393 2) 未収賦課金 1,862,742	1.長期負債 (日本政策金融公庫借入残元金) 3,710,947 1) 越河担い手整備事業 3,710,947		
2.特定資産 1,599,073,734 1) 財政調整積立金 71,190,937 2) 役員退任手当積立金 938,034 3) 職員退職給与積立金 16,624,331 4) 白南地区施設維持管理積立金 17,399,356 5) 福岡地区施設維持管理積立金 3,041,678 6) 越河地区施設維持管理積立金 3,467,385 7) 白石地区施設維持管理積立金 940,416 8) 決済積立金 3,518,226 9) 越河・斎川地区 用水施設維持管理積立金 1,481,746,371 10) 出資金等 207,000	2.流動負債 1,598,866,734 1) 財政調整積立金 71,190,937 2) 役員退任手当積立金 938,034 3) 職員退職給与積立金 16,624,331 4) 白南地区施設維持管理積立金 17,399,356 5) 福岡地区施設維持管理積立金 3,041,678 6) 越河地区施設維持管理積立金 3,467,385 7) 白石地区施設維持管理積立金 940,416 8) 決済積立金 3,518,226 9) 越河・斎川地区 用水施設維持管理積立金 1,481,746,371		
3.固定資産 15,820,389 1) 土地 3,052,350 2) 建物 12,062,212 3) 機械器具及び備品 705,827			
資 産 合 計 1,632,720,258	負 債 合 計 1,602,577,681		

平成 29 年度 維持管理工事施工状況

《 農業基盤整備促進事業 》

(工事名) 鳴内導水路改修工事(変更)
(施工場所) 福岡深谷字鳴内 地内
(事業費) 6,584,760 円

(工事概要) 排水路工 (HF400) L=187.0m
接続柵 設置工 2箇所
排水暗渠工 他



(工事名) 建石用水路改修工事
(施工場所) 福岡蔵本字高台 地内
(事業費) 3,009,960 円

(工事概要) 用水路(1)工 (BF500) L=74.3m
用水路(2)布設替工 L=39.3m
付帯工 (分水改良工、接続柵工) 7 か所



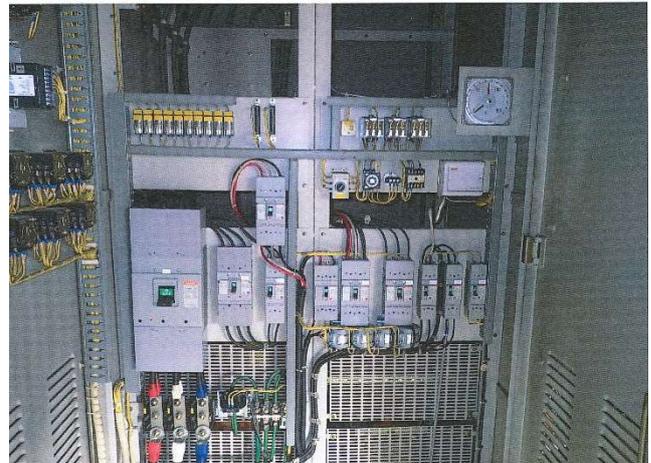
《 土地改良施設維持管理適正化事業 》

(工事名)	大鷹沢揚水機場整備補修工事	(工事概要)	ポンプ設備整備補修工 一式
(施工場所)	大鷹沢三沢字三沢沖 地内		鋼製ゲート整備補修工 一式
(事業費)	4,752,000 円		



《 水利施設整備事業 》

(工事名)	齋川第1揚水機場整備補修工事	(工事概要)	渦巻多段ポンプ整備補修 3台
(施工場所)	齋川字安如 地内		低圧電動機整備補修 3台
(事業費)	37,692,000 円		補機類整備補修工 一式
			高圧受電設備・現場操作盤等整備 一式



維持管理工事等施行状況

白南地区施設管理費： 3,447,918 円	福岡地区施設管理費： 2,059,152 円
補修工事 10件 2,683,660 円	補修工事 3件 1,878,012 円
資材支給 2件 54,462 円	重機借上 3件 140,050 円
浚渫工事 2件 645,840 円	資材購入 1件 9,090 円
重機借上 3件 63,956 円	作業協力 2件 32,000 円
越河地区施設管理費： 130,572 円	白石地区施設管理費： 697,697 円
補修工事 2件 130,572 円	補修工事 4件 503,297 円
	資材購入 1件 194,400 円
越河・斎川用水施設維持管理費：757,642 円	
補修工事 3件 602,554 円	
重機借上 2件 155,088 円	

ゴミを捨てないでください!!



用水の時期になりますと、水路や水門のスクリーンにたくさんの生活ゴミが溜まり、水の流れが悪くなります。水の流れを妨げるだけでなく、機械の修理等管理費が増えることにつながります。**ゴミは捨てない、捨てさせない**ようにご協力をお願いします。

白石用水路除塵機 (大平森合字上八ツ森)

※ 水路に流れるごみを機械で引き上げていますが、ごみの量が多いため、機械に負荷がかかり年に何度も故障しています。

※ 不法投棄した場合、5年以下の懲役 又は 1,000万円以下の罰金 (法人には1億円まで加算ができる。) など厳しい罰則があります。



土地改良法の一部を改正する法律の概要について（お知らせ）

農林水産省より土地改良法の一部を改正する法律の概要について通知がありましたので、お知らせいたします。法改正に伴い当土地改良区におきましても各改正項目の適用期限までに、必要な諸規程の整備を行ってまいります。

改正する法律の概要（※義務項目を抜粋）

◎ 理事の資格要件の見直し

土地改良区の理事の定数の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員とする。

◎ 利水調整のルール化

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとする。

◎ 総代会制度の見直し

総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止する。

◎ 財務会計制度の見直し

土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類の作成・公表に係る手続き規定を整備する。

土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として員外監事を選任するものとする。

施行期日は、平成31年4月1日とする。ただし、貸借対照表に係る規定は、令和4事業年度から適用する。

令和元年度 賦課金徴収方法 (詳細は賦課金通知書を確認してください)

賦課金通知書の発行

賦課区分	10a当 賦課額 円	納期限		賦課区分	10a当 賦課額 円	納期限	賦課基準地積及び徴収方法
		第1期	第2期				
◎経常賦課金				◎特別賦課金			
1. 経常費				1.越河地区経営体 育成基盤整備事業			1.賦課基準地積 平成31年4月1日現在の土地 原簿記載面積により賦課する。
田	3,500			年賦			2.納入場所
畑	1,200			用排水路	2,150		① 白石市土地改良区
川原区	1,200			暗渠排水	650		② みやぎ仙南農業協同組合 白石地区各支店
白石特区	1,200			鮎形機場	60		③ ゆうちよ銀行 (口座振替のみ)
2. 用水費				2.川原区幹線水路 草刈受益者負担金	一戸当 2,000		3.徴収方法
福岡地区(A)	1,500	令和元年	令和元年			令和元年	(1)経常賦課金は、第1期、第2 期に分割して徴収する。
(B)	800						(2)賦課額が10,000円未満及び 100円以下の端数金額は、第 1期に徴収する。
川原区	600	5月31 日	8月31 日			10月31日	(3)特別賦課金は、全額第3期に 徴収する。
白南第1区分	2,000						(4)地区除外決済金は1㎡当たり 35円を徴収する。
白南第2区分	1,500						※納期限が土曜、日曜、祝日 の場合、翌日が納期限となり ます。
三沢・落合	800						※遅れると延滞金(年14.6%) がかかります。
越河鮎形沼							
A	800						
B	600						
C	400						
白石地区	1,000						

賦課金通知書は毎年5月に発行します。この通知書で組合員名の確認をお願いします。
名義の方が亡くなられた場合や、名義を変更された場合は、速やかに土地改良区または
農協(白石支店・福岡支店)の窓口で「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。

賦課金の納付は **口座振替** がおすすめです

取り扱い金融機関 ①「みやぎ仙南農協」 ②「ゆうちよ銀行」

◎ 申込手続き方法

① みやぎ仙南農協

「口座振替依頼書」に必要事項を記入し農協へ提出してください。
なお、申込みの際は預金通帳、印鑑(届出印)をお持ち下さい。
「口座振替依頼書」は農協・改良区にあります。

② ゆうちよ銀行

「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し郵便局へ提出してください。
なお、申込みの際は預金通帳、印鑑(届出印)をお持ち下さい。
「自動払込利用申込書」は改良区にありますのでお問合せください。

■ 振替日と残高確認について

振替日は各納期限の最終日、その日一日だけとなっています。振替日が土日祝日の場合は、翌
日となります。また、振替日に口座残高が納付金額に満たない場合は振替ができませんので、
口座残高を振替日の前日までに確認願います。

なお口座振替の方は、通帳記入をもって領収証書に替えさせていただきます。

届け出を忘れずをお願いします

農地の 売買・相続 等をしたとき、市の農業委員会等への届出や登記が完了しても、土地改良区への届出がなければ台帳は変更されません。

次のようなときは、土地改良区に **届出** が必要です



- ・ 農地 の 相続 ・ 贈与 をした
- ・ 農地 の 売買 ・ 交換 をした
- ・ 農地 を 貸した、借りた ・ 契約を解除 した
(※賦課金を支払う人が変わる場合は届出が必要です)
- ・ 農業者年金の受給などに伴い 後継者へ経営移譲 した
- ・ 住所を変更 した

『 組合員資格得喪通知書 』

または

『 住所変更届 』

◎ 農地の売買、賃貸借等の場合、賦課金の滞納がある土地については、土地改良法の規定により買った人または借りた人が、滞納金を支払うよう義務づけられておりますので、滞納の有無を確認してください。

- ・ 農地 を 宅地等に 転用 する
- ・ 田 を 畑などに 地目変更 する
- ・ 公共事業等 で 農地 が 買収 された

『 地区除外申請書 』

『 農地転用等の通知及び意見書の交付願 』

により 申請 が必要です

◎ 地区除外の申請をして地区除外が認められた場合は、地区除外決済金の納入が必要となりますので、事前に土地改良区にご連絡ください。

【 届出用紙は土地改良区にありますので、お問い合わせください 】